

週報

十月九日號

銃後問題特輯

歸郷軍人の援護
傷痍軍人と適職
聖戰銃後の華

三國條約と帝國海軍
アメリカの動き

五錢

第二〇九號
昭和十五年十月九日
日曜
郵便物認可
（毎週一回水曜發行）



週報

十月九日號

銃後問題特輯

歸郷軍人の援護
傷痍軍人と適職
聖戰銃後の華

三國條約と帝國海軍
アメリカの動き

第二〇九號

昭和十五年十月九日
第九日發
（郵便物認可）
（毎週一回水曜日發行）

五錢

護國兵の家の



この陽、この空、この光、
 アジヤは明ける 厳かに。
 燃える希望の 一億が
 傷痕の勇士 背に負うて、
 いま踏みしめる 第一歩、
 使命にこぞる 進軍だ。
 —「國民進軍歌」より—

露光量違いにより重複撮影

週報

銃後問題特輯

銃後問題の特輯として、戦時下の国内情勢を多岐にわたって取り上げています。経済面では、戦時物資の配給と物価の変動が詳しく述べられています。社会面では、労働力不足の解消と国民の献金活動が紹介されています。また、戦時体制下の教育と国民の戦意高揚についても言及がなされています。各記事には、戦時下の生活実情が詳細に描かれており、当時の国民の生活と戦況との関係がよく理解できます。

護國與亞細亞の兵の家



この陽、この空、この光、
アジヤは明ける 厳かに。
燃える希望の 億が
傷痕の勇士 背に負うて、
いま 踏みしめる 第一歩、
使命にこぞる 進軍だ。

「國民進軍歌」より

露光量違いにより重複撮影

統後問題特輯 軍事保護院

(第二〇九號)
十月九日

- 統後奉公を強化せよ……………二
- 歸郷軍人の援護……………四
- 大日本傷痍軍人會とその活動……………八
- 聖戰統後の華……………一〇
- 義肢の話……………一六
- 傷痍軍人と適職……………一六
- 日獨伊三國條約と帝國海軍……………二二
- 米國の動き……………二六

週報

- 九月二十八日(土) 前夜追加
- ▽第一回航空日
- ▽價格形成中央委員會、ビール、清酒、佃煮等の公定價格決定
- 九月三十日(月)
- ▽英人スパイ十名起訴さる
- 十月一日(火) 興亞奉公日
- ▽井上成美中將海軍航空本部長に、大川内傳七少將支那方面航空參謀長にそれぞれ補せらる
- ▽地代及び家賃、賃金等の統制に關する五勅令案要綱、總動員會議で可決
- ▽第五回國勢調査
- ▽第三次防空訓練(五日まで)
- ▽自家用車禁止
- ▽總力戰研究所開設さる
- 十月二日(水)
- ▽米、大西洋駐屯の軍艦百二十五隻以上で組織する新艦隊を設備した旨發表
- 十月三日(木)
- ▽閣院參謀總長宮下御退任、後任に杉山元大將親補さる
- ▽内閣參議閣議で正式決定
- ▽十五年米豫想收穫高六千三百一十二萬九千四百石と農林省發表、なほ、朝鮮總督府農林局でも鮮米豫想收穫高二千九十八萬餘石と發表
- 十月四日(金)
- ▽雷州半島に陸戰隊敵前上陸敢行
- ▽ヒトラー獨逸總統、ムソリーニ伊首相、北伊ブレンネルに會談



銃後奉公を強化せよ

聖戦四年、皇軍の威武世界に燦として輝きわたるとき、われらは恰も紀元二千六百年の秋を迎へ、悠久なる國體の彌榮と、限りなき國運の隆昌とを心から壽ぎたい。

皇軍征馬を支那大陸に進めてより戦史に輝く快捷の戦果は、今こゝに述べるまでもない。幾千里の戦野に、日夜奮戦力闘しつゝある皇軍將兵の艱苦に對して、われら銃後一億は、心からなる感謝に燃え、これらつはもの家族たちをあくまで護り通し、その盡忠報國に呼應せんとの決意をしみじく固うするのである。

ほのくゝと明けそむる東亞の黎明を望むとき、大東亞新秩序建設の尊い礎となつて仆れた、幾多の英靈に對するわれらの崇敬と感激の念とは永久に消ゆることなく、名譽の遺族を援けて、榮光ある家門を一層顯はすやう協力支援すべき責務を痛感する。

また、敵弾に傷き、あるひは悪疫に伏し、心ならずも白衣に包まれて後送せられ、無念に

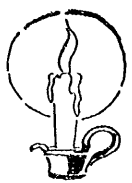
も前線復歸の熱望を斷たれて、傷痍軍人となつた勇士への、われらのつきざる感謝の心は、これら傷痍軍人の傷をわが傷と思ひ、その病をわが病と思ひ、傷痍の勇士の再起奉公に衷心よりの援護を惜しまざらんことを誓ふ。

銃後はいまや澎湃たる大政翼賛運動の新體制下に、古き生活を一擲して一億國民さらに團結を強固にし、この世界の新情勢の中に敢然と聖戦の完遂と新らしき東亞の秩序の確立のため一路奮進せんとしてゐる。この前古未曾有のわが國改新の時期にあたり、國民總進軍の一翼として——政府はこゝに十月七日より同十一日に至る五日間、銃後奉公強化運動を展開したのである。

昭和十三年十月三日賜はりたる軍人援護に關する勅語を恭しく拜し奉るに

惟フニ戦局ノ擴大スル或ハ戦ニ死シ或ハ戦ニ傷キ或ハ疫癘ニ殞ル、モノ亦少カラス是レ朕カ夙夜惻怛禁スル能ハサル所ナリ宜シク力ヲ軍人援護ノ事ニ效シ遺憾ナカラシムヘシ

と仰せられてゐる。銃後のことに注がせ給ふ大御心のほどまことに畏れ多き極みである。政府はこの有難き聖旨を奉體して、いよく銃後奉公の國民的赤誠を昂揚せんことを誓ひ奉り、銃後國民は固より、傷痍軍人、歸郷軍人、軍人遺族家族も、もろともに相率ゐてこの奉公運動に参加し、旺盛なる銃後奉公精神の發揚に努めんことを期するものである。



歸郷軍人の援護

事變の長期化に伴ひ、交代整理による歸郷軍人の数は次第にその數を増してゆく。これ等の召集解除者を速かに生業に復歸させ、銃後生産陣の戦士として立たせることは、國家總力戦を遂行する上に極めて緊要なことである。もちろん、平和克復によつて生じた全部の復員ではないから、前大戦後のやうな、いはゆる復員期における問題とは自ら性質がちがつてゐるが、それだけに召集解除のその日から直ちに産業戦士としての戦ひを戦つてもらふことが必要となつてくる。

召集解除者に対する生業援護事業は、召集解除者を速かに生業に復歸させるための各種の援護を目的とする。生業復歸といふ言葉の内容は複雑であるが、この事業における生業復歸とは、第一には、原職への復歸を目標とする。

即ち、應召前の經濟状態への復歸を援護することを一應の建前とするのである。

しかし事變勃發以來、經濟事情は急激に變轉してをり、加ふるに第二次歐洲大戰の勃發は、更にこの情勢に拍車をかけ、原職への復歸が不可能もしくは困難な者も少なくない。従つて原職復歸を一應の建前とはしても、同時に轉職轉業をも考慮して對策を立てねばならないのである。

政府は年額七百萬圓の豫算をもつて、この事業を行つてゐるが、以下その内容を紹介してみよう。

援護の對象

援護を受け得る者は、今次事變による召集解除または除隊となつた下士官兵及びその家族で (1) 應召中軍事扶助

法により扶助を受けてゐたもの、または軍事扶助法に準じて援護を受けてゐたもの (2) 軍事扶助を受けてはゐなかつたが、事實上援護を必要とするものである。援護を受けるには、その他にいろいろ制限もあるが、要するに召集解除または除隊となつた者で、生業に復歸するため眞に援護を要する者は誰でもこの事業の對象となれるのである。

援護の方法と程度

援護は直接生業に復歸せしめるのを目標として、生業費の給與・貸與、生活費の補給、就職費の給與、醫療費の給與の四つの方法に分れてゐる。

1. 生業費の給與貸與

生業資金の給與とは歸還後速かに生業に復歸するため、差當り必要な農具資料、小器具、小額資本等を給與するので、その額はこれらをひつくるめて六大都市では七十圓以内その他の都市では六十圓以内町村では五十圓以内とし、特に必要ありと認められた場合は百圓まで増額支給することが出来ることになつてゐる。

しかし、經濟事情の變動によつて轉業する必要があると

か、その他の事情によつて小額資金の給與では到底生業に復歸し難い事情のものも相當數あるので、それ以上多額の資金を要する者のために生業資金貸與の途を講じてゐる。

生業資金の貸與は國または府縣が直接行はず、縣軍人援護會道府縣支部に補助金を與へて行はしめることとし、貸與の金額は五百圓以内、貸與の期間と償還の方法は概ね据置期間を含めて十年年賦とし、利率は年三分、擔保又は保證人は道府縣支部によつて若干異なるが、大體これを必要としないことになつてゐる。

この生業資金の貸與は、その目的が生業に復歸するため直接必要な資金の貸與であるから、舊債の借替や不動産の購入など原狀復歸以上のことには貸與しない。また生業資金の給與と貸與とは併せ行ふことは出来ない。

2. 生活費の補給

軍事扶助法による生活扶助は、本人が召集解除除隊後は廢止するのを原則とし、特に必要がある場合は、召集解除または除隊後二十日間繼續扶助し得ることとなつてゐる。し

かし召集解除後すぐ生業に復帰することが出来ない場合もあるし、二十日を経過してもなほ生業に歸れない場合も相當にあり得る。この場合軍事扶助法による扶助を廢止されると生業復帰は勿論、その日の生活にも支障を來す結果になる。そこで、本人が生業に復帰するまで、本人は勿論その家族の生活費に不足を來す場合には、歸郷軍人の援護事業としてこれを補給することとし、その程度は軍事扶助法に準ずることになつてゐる。

3. 就職費の給與

本人が勞務者でありまたは轉職して勞務者となる場合、生業資金は要らないが、就職に必要ないろいろの準備費(例へば、寫眞、履歴書、戸籍謄本の費用等)旅費等を要する者のためには、一人二十圓以内を就職費として支給し得ることになつてゐる。

4. 醫療費の給與

召集解除または除隊となつて歸郷したものの、健康上直ちに生業に復帰し難い者が少くない。また本人は健康だがその家族に病人があつて、そのために本人の生業復帰に

支障を來すといふ場合も相當ある。服務に關聯して傷痍疾病にかゝつた者が、歸郷後再發した場合、或ひはまた歸郷後發生した疾病でもそれが服務に關聯してゐると認められる場合には、軍病院に入院、再入院させる等、援護の途がある。また結核または精神病は、召集解除または除隊後六ヶ月以内に發病したものであれば、服務關聯の有無にかゝらず、傷痍軍人保護事業の對象としてその方で醫療する。それ以外の場合、即ち歸郷後服務に全然關係がなく發病した場合に、歸郷軍人の援護事業として醫療費を給與するのである。その程度は軍事扶助法に準ずる。

歸郷軍人の援護事業は道府縣に行はせることを建前としてゐる關係上、援護を受けようとするものは市町村長を経由して府縣知事に願ひ出ることになつてゐる。

その願ひは召集解除または除隊後三ヶ月以内に願ひ出ることになつてゐる。三月以内と期間に制限を設けたのは、大體三ヶ月を経過すれば生業に復帰することが出来るだらうといふので一應の限度を定めたものである。たゞ、醫療に

つては、例へば、歸郷後二ヶ月を経過して疾病にかゝつたといふ場合、残る一ヶ月で完全に治癒することの出来ない場合もあり得るし、三ヶ月で援護を打切ることになれば、いろ／＼支障が生ずる虞れもあるので、醫療に限り三ヶ月以内に願ひ出た者に對してはその疾病が治癒するまで何ヶ月でも引き続き醫療費を給與し、それに伴つて生活費が不足するものに對してはその醫療期間中生活費も補給し、さらに醫療を要しない状態になつて生業復帰のため生業資金を要するものに對しては、この期間の制限にかゝらず、治療後三ヶ月以内に願ひ出れば貸與することになつてゐる。

更に歸郷後三ヶ月の期間を経過した後になつて眞に援護を要する事態が生じた場合、例へば歸郷後三ヶ月以後に傷痍疾病にかゝつたとか、漸く生業につきはしたものの、どうしても生業資金が必要になつたとかいふ場合には、この事業での援護の途はないが、傷痍軍人援護會が、援護の途を講じてゐる。

以上歸郷軍人の援護事業の根本義ははじめに述べた通り、歸郷したこれ等の人々を一日も早く生業に復帰せし

めて時局下最も必要な産業戦士たらしめんとするものであり、決して出征した兵士に對する應召の代償でないこと勿論である。生業に復帰するために差當り必要な種々の援護を行ふわけは、歸郷勇士をして前線の尊き體驗を戦後に生かしてもらふ目的にほかならない。

眞に國家の總力を擧げて戦ひ抜かねばならぬ今日、前線と戦後は渾然一體でなければならぬことはいふまでもないが、前線と戦後とをガツリ結ぶ楔の役目は、これ等歸郷軍人にかゝつてゐる最も大きな使命であると思ふ。歸郷の勇士たちは砲煙彈雨の中に具さに前線の勞苦を體驗し、今また戦後の生活に立つて前線と呼應し國家總力戦の戦士として働く人たちである。この人たちが、よくその體驗を戦後に生かすことが出来るか否かが、最後の勝利を克ち得るか否かにかゝつてゐるからである。

國家の施設と相俟つて、國民の心からなる感謝、支援と、歸郷軍人一人々々の謙虚な精進とがあつてこそ、國家總力戦の精神的態勢は出来るのである。

大日本傷痍軍人會とその活動

聖戰四周年を迎へ東亞共榮圈建設の大業は着々とし
て進み、わが民族は有史以來の大發展をなさうとしてあ
る。しかしながら、支那事變の赫々たる戦果の蔭には、
不幸聖戰半ばにして護國の神靈となり、或ひは傷つき、
病魔に仆れた傷痍軍人の數多あることを、我々は銘記
しなければならぬ。

傷痍軍人となつた人達は、生死を誓つた战友の英靈に
對しても、銃後強化の第一線に立たねば相濟まぬと、
再起奉公もつて皇恩の萬一に酬い奉つらんことを期し
つゝ、平戦兩時に體得せる軍人精神を銃後に生かし、精
動の最先頭に立ち、時局突破の尖兵たらんとする意氣に
燃えてゐるのである。かくの如き傷痍軍人達の熱意が、
固して傷痍軍人の一大家庭、修養道場として生れたのが、
大日本傷痍軍人會である。

傷痍軍人の團體としては過去には、帝國傷痍軍人會
全國傷痍軍人聯合會などがあつたが、支那事變勃發直前
の昭和十一年十二月内務、陸軍、海軍三省が斡旋して、
全國の傷痍軍人を打つて一九とした大日本傷痍軍人會
が組織され、さらに昭和十三年九月その組織を擴充し
て、現在の財團法人大日本傷痍軍人會となつたのであ
る。

財團法人大日本傷痍軍人會は、厚生、陸軍、海軍各大
臣の指導監督をうけ、會長には陸軍大將林仙之氏が就任
してゐる。地方には道府縣に支部を設け、支部長には地
方長官、その地方在住の有力なる傷痍軍人が副支部長と
なつてゐる。支部の下には、郡市區を單位とする分會が
設けられ、支部は今や内地はもとより關東州、臺灣、樺
太、朝鮮にもおかれてゐる。道府縣の支部には傷痍軍人

相談所を設け、道府縣内數ヶ所に傷痍軍人相談支所をお
いて、傷痍軍人の身の上萬般の相談に應じてゐる。

大日本傷痍軍人會員は全國の傷痍軍人を包容するが、
入會資格は現に軍人傷痍記章を有する者と、これを授與
される資格ある者といふことになつてゐる。

大日本傷痍軍人會は傷痍軍人の一大家庭たるべし—
といふ觀念は、わが家族制度の妙諦を本會に移して、こ
れを體得せんとするものである。即ち本會の目的とす
るところは、傷痍軍人が相互に親睦を教うし、修養陶冶
を勵み品位の向上に努め、その名譽を充うして皇國のた
め終生奉公の誠を效すやう圖ることである。この目的を
達するのための事業として (1) 精神修養 (2) 國民精神の振
作と風教の刷新 (3) 戦公傷病死者と傷痍軍人死没者の祭
祀並びにその遺族の慰藉 (4) 身上相談 (5) 會報づくりに
關するの發行 (6) その他目的達成に必要な諸事業を行ふこ
とになつてゐる。

精神修養及び指導については、會長が左の傷痍軍人五
訓を制定し、傷痍軍人の座右の銘たらしめてゐる。

一、傷痍軍人ハ精神ヲ鍊磨シ身體ノ障礙ヲ克服スヘシ

一、傷痍軍人ハ自力ヲ基トシ再起奉公ノ誠ヲ效スヘシ

一、傷痍軍人ハ品位ヲ尚ビ謙讓ノ美德ヲ發揮スヘシ

一、傷痍軍人ハ操守ヲ固クシ處世ノ方途ニ慎重ナル

一、傷痍軍人ハ一身ノ名譽ニ鑑ミ世人ノ儀表タルヘシ

大日本傷痍軍人會々員はすでに述べたやうに、政府の
傷痍軍人援護の施策に對應してますます修養に精進し、
さらに進んで世人の鑑となり、銃後奉公強化運動の最
先頭に立たんことを期してゐる。昭和十五年六月、紀元
二千六百年奉祝の事業として樞原神宮に開催された全國
傷痍軍人大會における「我等今日ノ光榮ニ鑑ミ愈々純忠ノ
精神ニ徹シ益々時局ノ認識ヲ深クシ前線ニ盡シ得サリシ
所ヲ銃後ニ捧ケ以テ皇恩ノ萬一ニ應ヘ奉ランコトヲ期
ス。」といふ力強い宣言は烈々たる再起奉公精神の發露で
はあるまいか。

聖戦銃後の華

軍事保健院では、紀元二千六百年記念事業として去る十月三日、東京九段の軍人會館において、全國九十六名の善行者、功勞者の表彰式を舉行、厚生大臣からそれぞれ、表彰状と記念品を授與した。このうちから若干を選んで紹介したい。

母娘二代軍國の母

高知縣土佐郡木川村の川村美知さんの夫鹿次郎さんは日露戦役で明治三十八年三月十五日、名譽の戦死を遂げた。その時長女マサエさんは六歳、二女サトさんは僅か三歳、その上木家にゐる年若いた姑は永く床についてゐた。

夫が戦死してからは、以前にも倍

六年には縣知事から表彰を受けた。美知さんの苦勞は見事に酬いられ、大正九年長女マサエさんに養子を迎へ、一家心を合はせて働いたので、自作農の身分となり、圓滿な家庭をつくりあげることができた。

ところが支那事變が勃發すると養子も亦いち早く歩兵上等兵として出征、昭和十二年十一月南翔の戦陣で護國の華と散つたのである。

マサエさんは四十歳で、母と同様戦死軍人の寡婦となり、五男二女の子供を抱へて、一家の中心として家業のきり盛りをしなければならぬ身となつた。マサエさんも流石母の血を受けただけあつて、どんな場合にも不平一つ言はず、海軍へ志願さ

せた長男が、父祖に劣らぬ立派な軍人となることを楽しみに名譽の家門をまさしく顯はし、近郷の賞讃の的となつてゐる。

傷兵は闘ふ

島根縣簸川郡田岐村の木村彌一郎さんは日露戦争に従軍、明治三十七年八月三十一日首山堡の圍ひに敵砲弾のため負傷し、野戦病院で左足下腿三分の一を残して切斷した。兵役免除となつて歸郷したが一時は前途を悲觀し、ともすれば暗い人世觀に墮はれ勝ちだつた。

しかし、僅かの恩給や資産に頼つて無爲に終ることは傷痍軍人のとるべき途ではないと、たまく家の附近に空地が多いの目をつけ、林檎、

梨を植まつけ、その地方の果樹園栽培の先鞭をつけた。その後、柿の栽培にも手を染め、日夜努力した結果全國主要都市へ出荷するやうになり「木村農園」の柿は、關東、關西の市場ですつかり名聲を博するやうになつた。

お膝元の島根縣下では、そんな立派な農園があることなど餘り知られなかつた。ところが當時の大森知事が上京の際、ふと同縣から日本一といふべき富有柿が出てゐることを聞き、歸縣後調べたところ、始めて「木村農園」があることが分つたといふ逸話がある。

今次事變に當つて、村内から多くの應召者を出したが、その數送には一度も缺かしたことがなく、縣内

は聯隊まで、縣外は縣境まで見送り、戦死傷者の公報が郷土へ傳はると、不自由な義足に杖引いて遠い惡路をものともせず、すぐその家庭を叩門または慰問して、遺族家族を感泣させてゐる。

また事變の起るとともに、軍人の遺家族、傷痍軍人の援護と、時局認識、銃後生活の刷新、貯蓄奨励等については部落常會の活用につとめ、村内二十一區の常會を毎月十日間連續開催させて自から先頭に立ち、村民の人心を集めてゐる。

援護に熱心な女醫

山口縣大津郡三隅村の女醫中原達さんは、早くから軍人援護事業の必要なことに氣づき、大正十五年三隅

村帝國在郷軍人後援會婦人團を設け、軍人の入營に際しては餞別を贈るだけでなく、必ず驛頭まで送つて壯行の辭をのべて心から勵まし、また在營中は毎年三回、時候見舞を出し、或ひは村内の近況を知らせた。この外家族を慰問し、病人などがあれば無料で治してやるやうなことが十數年に及んでゐる。

今次事變が勃發すると、率先して應召軍人や入營者に餞別を贈つたり、軍人の遺族家族を訪問したり、慰問品を贈ることを何よりの樂みとしてゐる。また戦歿軍人遺族に對しては、香華料や弔辭を贈つて英靈を弔ふとともに、遺族の相談相手となつていろ／＼面倒をみてゐる。

このため、同女は多くの軍人から

慈母のやうに仰がれ、將兵からの便りが絶えることがなく、また軍人遺族の感謝の的となり、村から數回表彰された程である。

日本婦道の鑑

沖繩縣國頭郡本部村の新川マツさんの夫、宜龜さんは大正七年十二月老父母と長女幸子さんを殘して歩兵七十二聯隊(現在の分歩兵四十七聯隊)に入營し、日獨戦争に勇躍出征して奮戦大いに武勳をたてたが、大正八年二月露國黑龍江州ユフタ附近の戦闘で名譽の戦死を遂げた。マツさんは當時二十二歳で、突然夫を亡ひ遺兒を抱へて、途方にくれた。

一家の柱石と頼む長男を失つた男姑の悲しみも一入だつたが、うら

若いマツさんを一生後家で通させることを不慮におもひ、宜龜さんの一周忌を済ませた頃マツさんへ再三再婚をすすめた。しかし、一度嫁した以上は家を出ないのが女の道であると、いくらすすめても聞き入れず、夫亡き寂しさを忘れて一生懸命に家業に精勵しつゞけた。

新川家にはもと相當の田畑があつて日々の暮しには困らなかつたが、當時村内で弊業が盛んとなり漁業組合ができたので、同家もこれに加入したところ、數年後漁業不振となつたため組合が解散の憂き目に逢ひ約三千圓の負債を背負ひこんでしまつた。そのため一家の暮しが大変苦しくなつたが、マツさんはこれしきのことに落膽するのは英靈に相濟まぬ

と、夜もをち／＼眠らず負債を返す一念で働きつゞけた。

その後マツさんは、苦しいながらも娘幸子さんに中等教育位は受けさせたいと考へ、學資金を作るため和歌山の紡績工場へ二年間出稼して若干の學資金を貯へて歸郷した。

幸子さんは小學校を卒へるとマツさんの望み通り那覇市の女學校へはいつたが、學資が豫想外にかゝるのでマツさんは機織りをやりながら幸子さんを學校へ通はせ立派に卒業させたのである。幸子さんはその後良縁を得て小學校教師に嫁したが、不幸にも病魔に冒され二十四歳の若さで不歸の客となつてしまつた。わづか二十二歳で寡婦となつたマツさんは今また忘れ形見を失ひ、一

時は悲歎にくれたが、これでは亡夫の靈に申譯ない、と氣をとり直し、殘る七十五歳の身にも老衰の限りを盡し近所の稱讚を博してゐる。

軍國婆さん

北海道勇拂郡苦小牧町の佐伯タキさんは、日露戦争當時村長夫人で愛國婦人會北海道支部地方幹事だつた。戦争が始まるとすぐ婦人會員を勵まして村民の獻金募集につとめ獻金した。明治三十七年と同三十八年の二度苦小牧村に對し第七師團から夜具三百人分の獻納を命ぜられたが、その頃同村は戸數僅か六百餘にすぎない寒村だつたので、三百人分を調べることが容易なことではなかつた。そこでタキさんは、婦人會員と力を

合せ村内各戸を訪問し、時には三里も離れた勇拂部落へ夜間往復したりして奔走したが、百三十人分が集つただけなので、残り百七十人分は自費でつくり、見事に軍の要求を果したほどだつた。

同女はまた出征者が同地を通過するやうな時には、晝夜の別なく歡送迎につとめ、その接待には漁場から大釜七箇を借受け、特に茶を産地静岡から取りよせ、また干魚や酒などを御馳走して通過する將兵を喜ばせたものだつた。

今次事變にあつては、タキさんの主唱で銃後奉公會が設立される以前に、すでにこれに相當する強力な銃後婦人としての活動を開始した。すなはち昭和十二年七月、愛國婦人

會苦小牧分會、大日本國防婦人會苦小牧町分會と同女の率ゐる苦小牧婦人赤心會幹部の會合を求め、「三團體が聯合して戦後遺族家族の援護に努力しませう」と申合せた。かうして戦死者の遺骨が同地帯を通過する時には、必ずホームに出て弔意を表し、傷病兵通過の場合の慰問、出勤軍人の歡送迎には、晝夜の別なく率先出向くのを常としてゐる。それでいづからともなく「軍國婆さん」とよばれるやうになつた。また同女の盡力によつて昭和二年苦小牧婦人赤心會の事業として乳幼児健康相談所が建てられたが、事變以來出征軍人の家族、ことに戦死者の遺族の乳幼児に對する健康相談が必要になつてきたので、さらに設備も擴げ、町

醫三名、開業醫五名の應援を得て毎月十日に相談所を開いてゐる。こゝで検診をうける者が毎月約三百人に上り、このうち遺族家族關係の者は百人以上になつてゐる。

潜徳巡耕隊

群馬縣群馬郡中川村の中川村銃後奉公會大八木班は、明治三十七年三月軍人援護に邁進すべく潜徳巡耕隊として設立された。そして明治四十四年大八木農事組合と改稱、昭和四年大八木農事實行組合となつたが、今次事變勃發するや潜徳巡耕隊の體制を復活し、中川村銃後奉公會設立とともに同會大八木班と改稱した。潜徳巡耕隊は、日露戦争が起るとともに先づ出征軍人の後顧の憂を

断つため勤勞奉仕を徹底的に實施した。すなはち、隊長が家庭の耕作段別を調査し、早朝奉仕に出動、隊旗を先頭に田畑の耕作、田植、田草取り、稲刈等に從事し、冬季には、家庭用薪取りに奉仕し數里を距てた山から數臺の車に積んで運搬した。また出征者に慰問品を贈り、本隊の活動状況を寫眞に撮つて前線へ送り後顧の憂を断つこととめた。

支那事變とともに潜徳巡耕隊を復活し、日露戦役當時の精神に従つて各中隊別の受持により稲刈、麥蒔、麥刈入、桑園の耕作等の勤勞奉仕を開始した。また出征者の家族に對しては、各隊毎に隊長が幹部と一緒に慰問を行ひ、戦死者遺族へはその命日に隊員、盆會には隊長と幹部とが

町重に慰問することとなつてをり、出征軍人に對しては慰問文や慰問袋を隨時發送して來た。

この大八木班は平時でも二十四ヶ條よりなる規約を定め、冠婚葬祭の改善、時間勵行など生活改善につとめ成績大いにあがり、日露戦後には賞勳局よりまた昭和十四年には生活改善中央會と群馬縣社會事業聯合會長とからそれぞれ表彰された。

戦傷は汝を玉にす

福島縣郡山市の坪井榮作さんは、日露戦役に陸軍歩兵補充兵として應召従軍し、明治三十八年三月十日葛布街の戦場で右足下腿貫通銃創兼骨折左足背貫通銃創をうけ、歩行障礙のため兵役を免ぜられて歸還

した。坪井さんが兵役免除になつて歸郷した時は、田畑も大部分人手に渡つてをり、辛うじて一家の口を糊するにすぎない程度に零落してゐた。

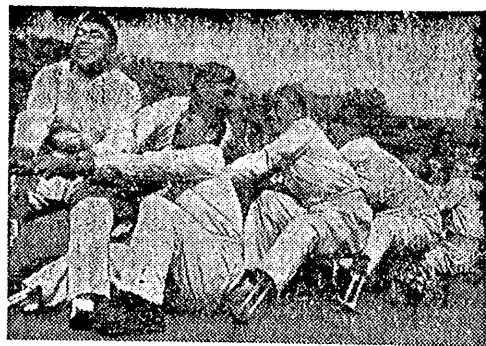
坪井さんは歸郷して家業につかうとしたが、傷痍のため靴を穿かなければ歩けないので轉職しなければならなかつた。そこで止むなく木材商を志し、家計からのやりくりと、親戚からの援助でまとまつた三十六圓を懐にして山中に入り新しい仕事をはじめた。

その頃の氣持について坪井さんは、「身は傷痍をうけ生涯を不具者として送らなければならぬかと考へると、ともすれば卑屈になり勝ちだつた。これではまずく社會の落伍者となり生涯を悲惨のうちに終ること

はわかりきつてゐる。身不幸にして不具とはなつたが、護國の英靈と化した戦友たちを想へば、生残つた自分は生涯を奉公にさげねばならぬと豁然悟りを開きました」と述懐してゐる。

爾來奮闘三十餘年、隻手空拳をもつて始めた木材商が、その後いくたびか破産に瀕しながらもその難關を突破して、今日搖ぎない地位を築きあげた。家運の挽回が成るとともに、昭和三年郡山市會議員に挙げられ三期連続市政發展に盡瘁し、更に選ばれて副議長となり今日に至つてゐる。このほか幾つもの名譽職を兼務して地方の發展に努力し、大日本傷痍軍人會郡山市分會長となり熱心にその指導に當つてゐる。

義肢の話



第一次大戦後である。

大戦後各國は、多數の傷害者に對する義肢の製作のため、國家的、社會的の施設を講じ、醫學と機械學との協力により、義肢の性能材料、装着等に一新紀元を劃するに至つたのである。(カ、写真は白雲勇士の贈り)

わが國では、戰國時代に義肢を作つた記録があるが、それらは恐らく、竹、木などで造つた幼稚なものであつたらうと想像される。明治時代になつて始めて、陸軍が義肢の研究を行ひ、今日における義肢の基礎をなすに至つた。

義肢は手足の缺損を人工的に補完しようとするものである。義肢のことは相當古い時代の記録にも見えてゐるが、眞の發達は近代になつてからであり、特に著しい進歩を促したのは

義足は明治二年にオランダから紹介

傷痍軍人と適職

傷痍の治癒した傷痍軍人に、最も適當な職業を與へることが、傷痍軍人を遇する最上の途である。

そこで軍事保護院では、この方面に熟識の深い人を職業顧問に委嘱し、或ひは、精神技術者を道府縣廳に職業指導事務職員として配置し、これ等の人が、職業紹介所、在郷軍人職業指導部等關係機關と相提携して、傷痍軍人が未だ陸海軍病院に在院中から、すでに職業の相談、指導を行ふやうにしてゐる。

最もよい職業とは

それでは、傷痍軍人にとつて最も適した職業とは何であるか。

これに一言で答へることは困難である。一般に職業を決定する條件は、實に複雑多岐であり、殊に傷痍軍人の場合には、傷痍疾病の状態といふ特殊な要因が加はつてゐる。その傷痍疾病

されたものが、わが國に輸入された最初である。その後明治十年の西南戰爭に當局から義肢が下附され、こゝに始めて義肢が實用されるに至つた。爾後軍ではこれに關する研究を行ふやうになり、明治二十七八年戰役と、三十七八年戰役で手足を失つた戦傷者に、長くも、皇后陛下から義肢下賜の御沙汰を拜するに至り、義肢の利用研究は官民共に一層力を盡すやうになつた。

今度の事變では、軍はさらに從來の義肢の改良を圖り、裝飾用義肢の外、訓練用義肢、作業用義肢、さらに裝飾用作業用を兼ねるものなどが支給され、日常生活の不便を除き各種の職業に従事して餘後の固めに邁進してゐるのである。

軍事保護院では、この軍より支給されるもの以外に、傷痍軍人が實際職場に立つて各種作業を行ふために、特に必要とする義肢を支給することとして、大阪、福岡の國立職業指導所と財團法人啓成社内に義肢製作所を設け、職業用の作業義肢や補助工具の製作研究をなし、廣く傷痍軍人の利用に供してゐる。また全國各府縣には義肢修繕施設を設け、簡易敏捷に修繕を行はせることとしてゐる。

以下、義肢について説明することとしよう。これによつていくぶんでも國民の義肢に對する知識を増すことができれば幸ひである。

分類と名稱

の状態が、また各個人毎に千態萬態であるから、適職もまた、それ／＼の場合に應じて考慮されなければならない。しかし、こゝに傷痍軍人の職業指導をするに際し、この一つの根本的な方針とでもいふべきものがある。それは、原職復歸と呼ばれるところのもの即ち、應召または入營以前に従事してゐた職業に復歸するやうにするといふことである。

蓋し以前の職業的經驗といふものは、それが如何に短期間であり、また如何に平凡に見えても、決して輕々しく見捨てらるべきものではない。ドライバーを使つたとか、ペン字を書いたとかいふやうな、極めて微々たる經驗でも、それが更生の芽となり再起の肝腎な足場となつたといふ場合も少くない。

従つて、もし事情が完全な原職業への復歸を許さない場合でも、何等かの意味で前職の經驗を生かして行かう

義肢を大別して義手と義足の二つに分ける。またこれを装着する身体の部位によつてさらに細別する。

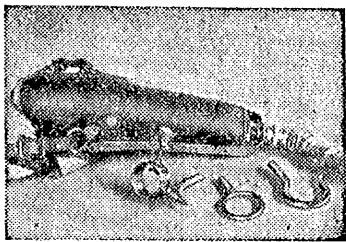
例へば、右手に着ける義手を前膊義手といひ、左下腿とか或ひは足の膝關節の直ぐ下を失つた場合に要する義足であれば、これを膝關節離断義足と呼んでゐる。

またその働きの上から、義手ならば裝飾義手、自働義手及び作業義手の三つに分け、義足の方は普通、裝飾義足と労働義足の二つに分けてゐる。

義手

裝飾義手

義手の中で裝飾義手といふのは、外形を健全な手に似せた、いはば外用の



または肉色の自然色、塗料を塗り、一見義手とは見えない程度にできてゐる。

自働義手

裝飾義手の不便を補つたものが自働義手である。これは身体の適當な部位

の筋肉運動を利用して動かし得るもので、普通或る程度自然の手の形を備へた極めて微妙な指先の運動をもなすものであるが、その内部には種々巧妙な機構が設けられてゐる。

作業義手(職業用義手)

作業義手は別に職業用義手又は労働用義手ともいふ。これはその形態や外見を考へないで、専ら作業を營み、または健全な手を授けていろいろ作業の目的を達するための義手である。

その大體の構造は、金属の支柱關節を主體として造られ、これはネバリの性のある鋼鉄とか軽金属を使つて、できるだけ重量を軽くして造つたもので、その先には着脱容易の手先用具といふ、それ々の仕事に應じて變つた

の義手である。大體の骨組は輕金屬等で作られ、柔く當るやうに皮のソケットを用ひ保着する。木體は自然の形と同じく肘關節、腕關節、指關節等も作られ、その仕上には皮張りか

道具を取つけるやうに造られ、これを使用すると筆、鉛筆、ペン、匙、フォーク、箸、紙などが、前に述べた自働義手よりも遙かに確實で、且つ容易に使用することができる。また鋸や鐵鎚を使つたり、裁縫の時の布片をミシンに送り込んだり、折目を付けたリ、或ひはアイロンを使ふことやボタンを縫ひつける助けをすることも出来る。

義足

義足の方は外觀も、かなり普通の足らしく作られてをり、主に歩行の目的を達し得られるものである。

義足には現在でも革製、木製、またはセルロイド製等のものもあるが、これ等は重量も割合に重くその上變形

法、即ち類似職業への轉職といふことが望ましく、純然たる轉職は最後の手段といつてもよいのである。

傷痍軍人と原職復歸

それでは、今次事變の傷痍軍人が、どれほど原職復歸してゐるのかといふと、昨年の秋全國一斉に行はれた第一次傷痍軍人職業調査によると、有職者の七割がそれで、残りの三割が職業を轉じた者である。即ち大多数は原職業への復歸者であることが明らかになつた。

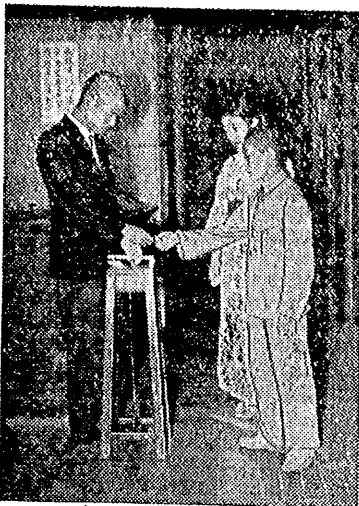
傷痍の程度が軽く、原職業の延長に問題がない場合は比較的簡單である。しかし四肢の一部を切断しなければならなかつたといふやうな重傷の場合には、そのまゝでは原職業に戻れないことが多い。が、本人の強固な意志の力があれば、技術の發達は、一見不可能事を見事可能に轉化させてゐる。

足を傷けた傷痍軍人が、立作業に無理なことは勿論だが、従來立つて作業してゐた仕事で、必ずしもすべて立作業でなければならぬとはいへない。小さな旋盤などの場合には、腰掛や思脚の保持器等を作つて、椅座業に代へられるし、また手の作業を、技術的に足の作業で代へることもできる。従來手でやつてゐた鑿の製作を、足踏作業に工夫替した例や、また博物館の入場券改札手のために、足踏機械を考案したといふやうな例が少くない。

しかしながら、原職復歸も例外的な原則ではない。原職のなかつた者もある。傷痍の状況や、技術的な條件からいへば原職復歸は可能でも、その他の事情でそれが不可能な場合もある。しかしこれ等に對しては、事變以來各方面の求人が多く、中には充分な理解の下に、特に傷痍軍人を大量に求人する向も頗る多い。そして現に多くの傷痍軍人が、産業職線に活躍してゐる。片腕を切断して火藥を作り、右

したり破損し易いものも多い。
裝飾義足

従つて陸軍において満洲事變前より
既に研究製作した金屬製義肢が一般に



舊改場職のめたの人軍傷
(札幌式路足の歩場入館物博學科京東)

ネバリ性のある鋼鐵の筋金を用ひて補
強し、それに膝關節とか足關節の部
分を繋ぎ合せ、足頸から先は皮、ゴ
ム、または木で足先の形に作り、その
表面を皮張りまたは自然肉色の塗料を
施して仕上げてあ
る。

實用され、現在では大いにその効果を
擧げてゐる。この金屬製義足は主體を
薄いアルミニウム板又はジュラルミン
板で作り、これに足の兩側の外部には

方吊紐といつて一條の幅廣綿テープを
健康側の肩から吊り下げ、平衡器具で
革紐の一端に取つけ、ローラーの摺動
によつて圓滑に義足の運動を司る。下腿

この義足を身體

に保着させるに

は、大腿義足では

大腿中央兩側の筋

金に各、ローラー

を取りつけてそれ

に革紐を通し、一

義足を用ひて歩行に熟練した者の歩
行振りをみると、兩足健全者の歩行
振りとは殆んど變らず、傷害を知らぬ者
には到底發見できない。また切斷端の
長さが、下腿の半分以上もある場合は
兩足とも義足を用ひて駆足ができ、ま
たフットボールを蹴り、自轉車に乗る
ぐらゐは何でもないといふ實例もたく
さんある。

大腿義足になると、駆足といふ譯に
は行かないが、それにしても切斷端の
長い人は健足者も及ばぬほど速く歩く
ことも出来、馬に乗ることも自轉車に
乗ることも出来る。たとひ大腿の切斷
端が極く短い場合でも熟練すれば、杖
なしでどん／＼歩き廻り、階段の昇り
降りなどもうまく出来る。
しかし裝飾義足は右のやうに便利で

あり、自然の外観を備へてゐるが、そ
の表面はたいして草で仕上げられてある
ため、この儘では泥の中に入つたり水
中に入ることに差支へることがある。

労働義足

労働義足は義手の場合と同じく形態
を考慮せず、切斷端の下に一本の棒様
のもので作り、外部には耐水のためファ
イバーを張るかセルロイドを塗布し
て仕上げたもので、農業用になると足
先の部分を泥と水切れの良いやうに短
かい船底形にし、足底部にはゴム板を
張つたものを畑及び水田用として作ら
れ、大いにその効果を擧げてゐる。勞
働用義足は構造の極く簡單なもので
方が、かへつて實用に役立つやうであ
る。

眼、右手、右足を損傷した者が、軍需
化學工場に働らき、義肢を驅使して兵
器を作る工作機械で作業してゐるとい
ふ例や、職業生活にとつて最も致命的
であると考へられる失明傷痍軍人が、
某陸軍作業廠で著名工員となつてゐる
といふ事實——からいふ事實は、果し
て傷痍軍人に不可能な職業があるかと
いふ疑問をすら與へる。

傷痍軍人と精神力

しかし、よく調べて見ると、これ等
の驚くべき事實の裏には、それ等の傷
痍軍人自身の、強固な意志力と忍耐力
とが根柢となつてゐることが必ず發見
されるのである。これを缺いては、如
何なる適職も傷痍軍人を満足させない
といつてよい。

だから、傷痍軍人の適職は、先づ傷
痍軍人自身から作り出さなければなら
ない。それと同時にこれらの精神力
は、他方では家族や隣人や雇主たち

の心掛けによつても左右されるといふ
ことを忘れてはならない。家庭生活に
不安があり、隣人に不和があつたら、
決して不撓な精神力は生れ出ない。
従つて適職もまた成立しないのであ
る。

傷痍の種類と、それに應じた適當な
職業との關係を示す圖表が、過去の職
傷者や産業災害者についての種々な統
計から作り出されるであらう。そして
傷痍軍人の職業相談や、指導に際して、
從來、この程度の障礙者が、主とし
てどんな職業にいたかといふ事を知
り、參考となる點が少くあるまい。け
れども、これを以てすべての今後の具
體的事例をも熟く足る原則であるとい
はいへない。本人の強い精神力と技術
的指導とが渾然一體となれば、例外は
無限に無数に溢り出されるのである。
かういふ意味で、傷痍軍人の適職は、
一應の測量の上に強く創造されねば
ならぬものだといふ事が出来よう。

日獨伊三國條約と帝國海軍

海軍省海軍軍事普及部

一、國民の認識と覺悟

光輝ある紀元二千六百年の九月二十七日、日獨伊三國間に條約が締結せられ、正に世界史上に新たな時代を劃した。

條約の締結に當り、畏くも大詔を演發せられ、帝國の擔ふ所を明らかにし、國民の進むべき大道を示させ給うたのである。

謹みて大詔を拜誦すれば、本條約の精神が、わが帝國の精神に基づき、東亞の安定を確立し、世界の平和を保持

するにあることは、炳乎として明らかである。なほ内閣告諭、近衛首相の放送並びに松岡外相講話によつても、條約の精神と根本理念は明快に且つ極めて懇切丁寧に説き盡されてゐる所であり、こゝに改めて述べる必要はないと思ふ。

しかしながら前述の如く、本條約が一に世界平和の確立を念とする以上、われは本條約を締結せしむるに至らしめた世界の情勢に即し、具體的に如何にすれば本條約の効果を全からしめ、以て所期の目的を達成し得べきか、如何にすれば現下の世界的禍亂を規定して平和を克復し、以て至尊の叡慮に應へまつることを得べきか、こゝに深く思

ひを致さなければならぬのである。萬一この自覺を缺き、徒らに條約そのものの成立に歡喜して、施策その宜しきを得ず、或ひは無爲無策に墮するが如きことがあつたならば、條約はその眞價を發揮し得ざること勿論、事志と違ひ、やがて苦境に際會することなきを保し難いといはなければならぬ。

そも、條約は云ふまでもなく、嚴格に實行されなければならぬ。しかしして必ず所期の實效が擧げられなければならぬ。これを實行し、實效を期することが締約各國の權利であり、義務である。従つて條約が締結されたならば、各締約國並びにその國民には、それだけの權利と義務を生ずるのは當然のことであつて、われは國民は今回の條約成立を喜ぶと同時に、日本國民として義務を痛感しなければならぬ筈である。

各締約國が今回の條約の義務を果すためには、日獨伊の各國が、あらゆる意味に於て強くなるといふことが先行條件である。それと同時に、わが日本は大東亞の新秩序を設けるために、速かに支那事變を規定し、獨伊兩國も亦歐洲並

びにアフリカ大陸に於て、新しい秩序を建設することが先決條件でなければならぬ。従つて日獨伊各國が東亞及び歐阿に於ける禍亂を世界戦争にまで發展せしめないやうに措置を講ずべきは當然のことであつて、今回の條約が特定の第三國を新たな敵國と想定して締結されたものでないことは、蓋し自明の理であるといへよう。

しかしながら、現に世界には舊體制を頑迷に墨守して、わが大東亞新秩序の建設、並びに獨伊兩國の協心努力しつゝある歐阿の新秩序建設に終始反對し、且つ妨害しつゝある國家の存在することは周知の通りであつて、しかも鋭意その爪牙を磨いて虎視眈々、わが方に對して挑戰の機を窺ひつゝあるのである。

そこで、場合によつては日獨伊軍事同盟の威力を最高度に發揮して、斷乎たる處置を採らなければならぬことも起り得るのである。

この場合、わが國は盟邦たる獨伊兩國から、可能なるあらゆる方面に於て、協力を期待し得べきは當然であるが、太平洋作戦に關する限り、わが日本が獨力を以て必

勝を期するの信念を堅持してゐなければならぬのである。

従つて、この必勝の信念を彌が上にも堅固ならしむべき具體的方策が遺憾なく講ぜられ、必勝不敗の戦備が速かに完成されなければならないのである。こゝに於て、帝國海軍の責務はいよ／＼重且つ大を加へたといはなければならぬ。これを要するに、條約の威力を最高度に發揮せしめんとするためには、條約の各がますます／＼強くならなければならぬ。即ち、速かに高度國防國家を完成することが喫緊の要務である。

二、帝國海軍の役割

今回條約の成立によつて、帝國海軍の責務がいよ／＼重且つ大を加ふるに至つたことは前にも述べた通りであつて、本條約の實效を期する上に於て、わが日本の海軍力が極めて重要な要素となつてゐることを見逃してはならぬ。

換言すれば、帝國海軍の實力に對する信頼なくしては本條約は成り立たないのである。このことは、わが日本が獨伊兩國と遠く隔てた太平洋國家であり、世界の大海軍國であるといふ事實に想到すれば、極めて明白なことであるといへよう。

由來わが國は海國でありながら、一般に我が國民の海に對する、従つて海軍力に對する認識は、十分であるとはいへない。だが今こそ、われ／＼は帝國の世界的地位を再確認し、この世界的地位を獲得し、且つ維持する上に於て、帝國海軍が過去に於て重大なる役割を果して來たと同じやうに、今日以後帝國が來らんとする國難を克服して世界平和を確立し、皇國永遠の隆運を決定せんとするに當り、帝國海軍がいかに重大なる使命を課せられてゐるか、明確にこれを認識しなければならぬのである。しかもこのことが單に認識されなければならぬばかりでなく、今やわが海軍軍備の急速な増強擴充に對して、眞に舉國一致、有形無形の協力支援が強く要請されるのである。

現に帝國海軍は、その一部をして直接廣汎なる對支作

戰に従事せしめ、支那海の制海權を確保すると共に、陸軍と協力して、陸に、海に、空に、赫々たる戦果を收めつゝあることは周知の通りであるが、一方わが聯合艦隊の儼たる存在が、事變以來敵性第三國に對して、常に帝國外交の強力なる後盾として重大なる役割を負擔し、同時に武力戰と不可分の關係にある戦時經濟をも有利に促進してきた事實は、閑却され勝ちであつた。即ち事變以來三年有半に亘り、廣大なる地域を掩ふ大陸作戦の遂行に對して、戦争資材及び生産力擴充並びに國民生活必需品の、自給し得ない一部生産財を海外より獲得するに當り、終始敵性第三國群の陰險執拗なる妨害工作が反復されたにもかゝらず、遂に彼等をして、より以上積極的なる妨害干渉を敢へてなさしめず、能く我が物動計畫の實施を可能ならしめたのは、實に帝國海軍の儼たる存在、いはゆる沈黙の威力に負ふ所少しとしないことを知らなければならぬ。換言すれば、帝國海軍は當面の我が大陸國策の遂行に對して、終始

要所の役目をも果して來たのである。このことは、海が世界の交通路である必然の結果であつて、この間の消息は、

わが國民よりも却つて、敵性第三國國民の熟知する所であるといへよう。

今日以後帝國海軍の責務が、更に其の重大性を倍加するに至つたことは既述の通りであつて、今こそ軍、官、民、學つてこのことを自覺し、以て速かに海上國防の一大強化に乘出さなければならぬのである。現に米國が對日作戦を目標して老大な海軍軍備の建設を急ぎつゝあることは周知の通りであつて、これに對して帝國海軍が國防上拱手傍觀を許さるべきでないことは云ふまでもないことである。

わが國策たる大東亞共榮圈の確保に當り、太平洋問題の一環たるわが南方生命圈の問題が、場合によつては重大なる國際紛争を伴ふであらうことを覺悟しなければならぬ。我が、この問題の解決には何といつても海軍力が物をいふことになるのである。今や太平洋の平和を雙肩に荷ふ帝國海軍がますます／＼強大となつて、その重大使命を完遂しなければならぬことを國民は銘記せねばならぬ。



日獨伊三國條約と 米國の動き

外務省情報部

米の朝野極めて緊張

去る九月二十七日、日獨伊三國條約成立の報が傳へられるや、米國朝野は極めて緊張した。そして同日、ルーズヴェルト大統領は先づ、ローズイアン英大使ならびに武器購入のため特派された英軍需省の代表者サー・ウォルター・レイトンと會見、長時間に亘つて協議を遂げ、午後一時半よりスチムソン陸軍長官、ノックス海軍長官、バタースン陸軍次官補、フォレストル海軍次官、クヌードセン國防委員長、スターク海軍作戦部長、マーション参謀總長等を召集、鳩首協議を行ひ、更に午後三時には閣議を開き、全閣僚出席し三

國條約問題を重要議題として取上げたと傳へられる。

ついでハル國務長官は同日、三國條約成立に關するステートメントを發表し、新條約は結局、既成事實の成文化に過ぎず、しかも米國の政策中には既に對策が織り込まれてゐると次のやうに言明した。

日獨伊三國條約は、米國政府の見解によれば、この數年來の國際關係を實質的に變へるものではない。新協定成立の宣言は、久しい以前から現存し實效を擧げてゐた日獨伊三國關係を中外に闡明したに過ぎず、米國政府はしばしばこの問題に關し繰返し注意を喚起して來たのである。然して、かゝる協定の締結交渉が進められつゝ

あつた事は既によく判つてゐたし、この事實は米國政府の政策決定に當つて十分考慮の中に取り入れられてゐたのである。

然して新聞紙の報ずるところによれば、米官邊では、この新條約の締結は結局ドイツの對英戦争が獨軍部の計畫通りには進行してゐない現はれでもあり、今次の華々しい外交的勝利によつてドイツ國民の士氣を鼓舞せんとするにあると稱してゐた。また新條約による直接の目的は、米國の關心を大西洋と太平洋とに兩分して米國の對歐參戰を喰止め、その對英援助を減せしめると共に、大東亞全體を支配せんとする日本の行動に對し米國の抵抗を制限せしめんとするにありと稱した。更に、米官邊は、三國條約は米政府をして慎重な政策を執るのやむなきに至らしめるものと認めてゐるものの、太平洋の現状の變更を阻止せんとする米政府の態度については、何等の修正も行はれぬであらうと稱したのであつた。

無關心たり得ず

ついで翌九月二十八日、ウェルズ國務次官は、オハイオ州クリーヴランドに於ける米國外交協會年次大會に臨み、米國の極東政策について説明を行つたがこれは日獨伊三國條約成立以來最初の米國當局者の演説として注目された。同氏の演説要旨は次の通りと報せられてゐる。

米國は極東に對して少くとも次の二點、即ち、第一に世界各國が現在諸條約ならびに一般的に妥當と認められてゐる國際法に基づいて、東洋に於ける米國の權益を尊重すること、第二に米國を始め諸國が參加せる國際間の協定に基づき、東洋に於ける通商の機會均等を認めることとの二點を要求する。而して、極東に於て外交討論によつて平和的に解決されないやうな問題は、一つとして存在しないことを米國は確信するが、事實上、米國の極東權益は相つゞ數百の事件により侵害された。かゝる事態は、米國の要求乃至希望とは全く相反するものといはざるを得ない。

尙ほ、三國條約成立に對する米紙の論調を見れば、先づ「ニューヨーク・タイムズ紙は「樞軸に對する回答」の題下に

「この條約は米國の他に英・ソ・支三國にも直接決断を求めてゐる。即ち英國は滇緬公路の再開を、ソ聯は對支援助を考へ直さねばならない。最後は支那自身の立場である。英國は支那の抗日の重要性を知悉してゐる。然しソ聯については英米ソ三國協定説が傳へられてゐるもの、その行動は直接ドイツと衝突する危険があり、結局ソ聯は對支援助を中止して、イラン及びアフガニスタン方面進出の代償を以て満足するであらう。かくて支那は滇緬公路再開及び米國の借款等の援助でますます強固に抗日を続けるであらう。従つて米國は、樞軸國の輕蔑を西半球に進出せしめざるやう彼等を抑へつけねばならぬ、それには先づ對支援助を強化すべきである。」と説き、ヘラルド・トリビューン紙は「米國は無關心たり得ず」の題下に、「米國が締結國中の一國を攻撃するやうなことはあり得ないが、日獨伊三國が別箇の戦争を統一し、且つその鋒先を直接米國に向けて來たことは、米國の生存、極東の現状維持、汎米諸國の安全等に對する米國の重大利害關係を増加せしめるのみである。この脅迫に直面し、米國はあらゆる手段を講じてこれらの

防禦を強化せねばならぬ」と力説した。

經濟壓迫不可避か

一方、米國經濟界も、三國條約成立はアジア・ヨーロッパ・アフリカ三大陸の新經濟體制確立の第一歩として重視し、その及ぼす影響が果然論議的となるに至つたが、政治的のみならず經濟的に見て、將來米大陸が孤立の状態に置かれることは不可避であらうとする見解が、大勢を支配し始めた事は注目される。

即ち、さしあたり米國は對日牽制の手段として輸出禁止項目を増加すべく、東洋に於ける日本の經濟的支配の進行と共に、米國の極東貿易は更に低下の趨勢にあり、對ヨーロッパ及びアフリカ貿易の停頓と共に、西半球以外に於ける米國の通商は極度に萎縮を餘儀なくされるであらうと見てゐる。

又、さらに將來を考察しても、三大陸に互る經濟新體制の成立は、米國のみならず西半球諸國に重大な經濟的變動を齎すものであり、且つ重要資源は西半球以外の三大陸

に於て充分自給自足出来るものであり、數年を経ずして東西半球の通商は激減するであらうと豫想してゐる。これは反面からいへば、西半球經濟に一大變動期が到來することであり、米國は先づ中南米の大規模な工業化を促進し、以て購買力を増進せしめ、米國製品の販路を確保すると共に南北兩米商品相互間の基本的對立を排除するといふ極めて困難な路を歩まざるを得ないであらうとの結論が、漸く米經濟界に認識され始めた事となるのである。

なほ三國條約成立當日の米國市場では、日本の外貨獲得の根源を絶つ意味に於て生絲の輸入禁止説が流布され、また屑鐵の禁輸を補足する手段としての鉄鋼・鋼材、ついで銅その他さらに從來最も屢々傳へられてゐた石油の禁輸についても取沙汰され、そして大勢としては上述のやうに對日經濟壓迫の加重は不可避であると見られてゐるのである。

しかし、直ちに經濟的報復を行ふことは餘りに挑戰的であり、反撃に對する反撃を以て答へてをれば、勢ひの赴くところ爆發の他なく、米人一般の常識は未だそこまでの

過激手段を許さないものと見られて居り、又、さしせまる大統領選舉に對しても、從來選舉の際に戰爭論が國民多數の支持を得られなかつたことは米國政治の原則とされてゐるため、米政府としても慎重な態度を採らざるを得ない現状に置かれてゐるのである。

對日強硬論と宥和論

かくて、三國條約成立に對し米國の輿論は大體に於て、對日經濟壓迫による危機醸成を自認し、太平洋戰爭回避の範圍内に於て最大限度の對英支援助強化を當面の目標とする

新體制早わかり

週報臨時號「新體制早わかり」は十月七日に發賣する豫定でしたが、發行部數その他の關係で數日おくれ、十日過ぎになります。

發賣は十日過ぎ

ることに傾いてゐるが、九月三十日、ヤーネル提督一派の對日強硬論者が、戦争の危険を賭しても對日輸出禁止を斷交せよとの要求を提起したため、不安な空氣が漂ふに至つた。この要求に對しては、政府部内に於てハル國務長官とスチムソン陸軍長官が支持を與へたといはれてゐる。海軍省首脳部はヤーネル提督の「西太平洋に於ける海戦は容易に米海軍の勝利となるであらう」との意見に賛成せず、對日方策については、單にゼスチニアのみならず慎重な手段を採るやう力説したと傳へられる。

又、同日ロイ・ハワード氏はハワード系諸紙へ、「米國內に極東問題委員會を設け極東の緊張を緩和するを得」との題下に、「三國條約は精神的支持以上のものを與へず、日米關係にもさして影響はない。日本は日米戦争を望まず、友好關係を樹立して米國の物資を入手することを希望してゐる。日本の米國に對する主張はそのまゝ受容れ難いが、日本はその條件を變更又は適合すべく、たゞ米國現政府がこれまで大局的極東政策を表明してゐないため、米國の出力に疑念を懷いて居り、且つ米政府は何時にも經濟壓迫

を加へる姿勢を取つてゐるため、日米關係はますます疎隔せんとしてゐる。日本と話を付けることにより極東平和を齎し得る立場にある米國としては、一時支那を考慮に入れずに日本と話合ふか、或ひは對日貿易を斷念して日米戦争をするかの外に道はない。日本には未だ米國の友人が存在してゐるのだから、寛容と尊敬の念を以て近づけば現在の不必要な敵對氣分を一掃することが出来よう。直ちにかかる氣持を有する米人の委員會を設け、極東問題全般の根本的且つ大局的意見を議會及び大統領に提出せしむべく、右委員會を設けるだけでも空氣緩和の效果はあり、また、脅迫と報復に代ふるに條理を以てし世界を正氣に返らす第一歩となすことが出来よう」と述べ、對日強硬論と宥和論とが對立してゐる折柄一部の注目を惹いたのであつた。

兩洋艦隊結成に着手

ついで十月二日に至り、米海軍省は兩洋艦隊結成の第一着手と見做される艦船百二十五隻を以て編成する大西洋警備艦隊の結成を發表した。同警備艦隊は、現在大西洋に在る

三老朽戰艦ニューヨーク、テキサス、アーカンソーの他に、なかば武裝解除されてゐる老戰艦ワイオミングとこれに航空母艦ウォスプ、レンジャーの二隻、前大戰當時に建造された驅逐艦數隻に、最近建造を完了した少數の巡洋艦及び潜水艦を加へ、これを主力として編成され、太平洋に在る米主力艦隊の一支隊としてその指揮にはユリス提督が當り、米國東岸防備強化のため命令系統を統一し、その能率を發揮せんと計畫されたものである。

即ち、この大西洋警備艦隊の結成は、兩洋艦隊編成の第一着手であるのみならず、日獨伊三國條約成立に對抗せんとする米國最初の國防強化策として各方面から注視されてゐるのであるが、對日、對獨兩方面に對する實際的兵力準備と見られるのである。

正誤

◇十月二日發行第二〇七號九頁 十二行目「政治は」とあるは「政府」の誤り
◇九月二十五日發行第二〇六號十四頁、英の旅客機エンサイン型「旅行飛行艇は」旅客飛行艇に訂正

TOKYO GAZETTE

No. 4

CONTENTS

Concerning the New National Structure
Conforming to the New National Structure
Japan and Australia
Control of the Distribution of Perishable
Foodstuffs
Nouth China: Its Position and Internal
Conditions
The Traders' Patriotic Movement

October, 1940

週報の「東京ガゼット」十月號
英文版

定 價 上巻二部十五錢、下巻二部九錢(送料別)
普及版 上巻二部十錢、下巻二部六錢(送料別)
申請所 東京市神田區本町四丁目四番地東京ガゼット發行所
振替口座東京一六五二八三番

文部省推薦圖書 一一級向

◇細菌物語(石川等野矢、谷田野治) 本書は、細菌學に關する一般向の書であつて、特に細菌のうちでも、人間生活と密接な關係のあるものを選んで書かれてある。即ち細菌とは如何なるものであるかより始り塵埃空気、下水及び飲料水中の細菌、ミルクや家庭内の細菌、醸造・工業並びに戦争に關する細菌、病原菌に對する抵抗力傳染及び免疫につきて、その他急性慢性の傳染病の病原體について興味深く大衆にも分り易く、しかも、分科學的に書かれてゐる。吾々は本書により眼に見えない微生物が如何に人間生活を可能ならしめてゐるかと共に又生命の破壊者であることを知る事が出来る。(四月九日發行 定価一圓四角 發行所 東京市浅草橋一丁目八番書店 振替東京七六八六〇番)

寫眞週報 第三百三十七號

- ☆ 日獨伊三國條約成立 (十月九日發行)
 - ☆ 見よ! 欺瞞と矛盾に充ちたる世界新秩序 (增刊)
 - ☆ 獨伊は疲弊と窮乏のどん底から如何にして今日を築いたか
 - ☆ 獨伊國勢の消長 (續世)
 - ☆ 國民進軍歌
 - ☆ 光の聲
- 世界新秩序(增刊) 大澤の學生新國際—北京、上海 (日獨伊三國條約成立、大政翼賛運動を語る) (增刊) (大澤) (光明) (火野葦平) (大澤) (大澤) (大澤) (大澤) (大澤)

昭十五年十月九日印刷發行
郵政省 内閣 印刷局
東京市御町區大田町
印刷局 内閣印刷局
東京市御町區大手町
印刷局

一部 五錢(各員)
五錢(各員)

▲預約送付希望の方は一部五錢(外國郵便に依る場合は十錢)の割合を以て郵金を添へて申し込ましめ
▲特大號の場合はその郵便掛金より郵額を差引させていただきます
▲本誌より種々の場合は必ず一圓四角何れより送付の旨を明記し、且つ右懸紙を内閣印刷局(東京市御町區大田町)宛に送り下さい
▲本誌記事の再録は印刷後させていただきます
▲本誌記事に對する御意見や疑問に對しては御意見の欄に御意見を記入して下さい
▲本誌を他へお送りの場合は郵額一部五錢(本誌へ廣く送付の場合は印刷局)

學 逸 國民生活

愈好評 第十七版突破



入像肖ラトツヒ

☆新體制は生活から、まづ本書を
讀め
徳富蘇峰、二荒伯爵、永井柳太郎、丸山
鶴吉諸先生推奨

☆獨逸は過去二十年間あらゆる物資缺乏の中にあつてどんな生活をして來たか本書は二篇百十章に亘つて戦勝ドイツを語つて余すところがない。

前内閣情報部長 横溝光輝閣下序
前内閣情報部囑託 森崎善一著

千峰書房

東京市芝區西久保八幡町三七番
東京市東區橋本二丁目一四一六番

四六版 二五三十八頁
口繪 四頁
定價 壹圓貳拾錢
送料 六錢

文部省推薦圖書

細菌物語... 細菌の生活... 細菌の繁殖... 細菌の伝染... 細菌の殺菌... 細菌の免疫...

個人の自由な活動を通じてその閉鎖性から人類開放... 國家こそ中核的なるべき現狀として當分の對策を講ずべき事あり...

寫眞週報 第三百三十七號 (十月九日發行)

- 日獨伊三國條約成立
見よ敗戦の予盾に立ちあ
世界を欺す(地誌)
獨逸は度々と驚きのどろから
如何にして今日を築いたか
國民軍軍歌
光の扉
大才の學生報國隊(北京、上海)
大才の學生報國隊(北京、上海)
大才の學生報國隊(北京、上海)

Table with columns: 注意, 所, 申, 込, 定, 價, 週, 報. Contains details about the magazine's pricing and distribution.

學 獨逸國民生活
前内閣情報部長 横溝光輝閣下序
前内閣情報部長 森崎善一著
愈好評 第七版突破
全圖畫店有二
☆獨逸は過去二十年間あらゆる物資缺乏の中にあつてどんな生活をして来たか本書は二篇百餘章に亘つて戦勝ドイツを語つて余すところがない。
☆新體制は生活から、まづ本書を讀め
徳富蘇峰、二荒伯爵、永井柳太郎、丸山鶴吉諸先生推奨

千峰書房
東京市芝区久保八幡二丁目二十七番一



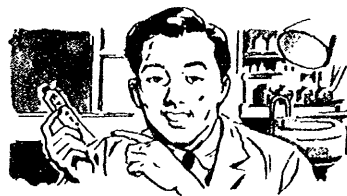
週

報

昭和十五年十一月九日 第一頁 郵便物認可 (毎週一回水曜日發行)

最高標準の
薬用歯磨

煉歯磨の 決定版



清浄・薬効の強い

- この比類なき
性能に御注意！
- ① 八大專賣特許應用
 - ② あらゆる齒疾患を豫防
 - ③ 煉り具合がなめらか
 - ④ 刺激が適度で味がよい
 - ⑤ 爽快な味と清浄感
 - ⑥ 特殊なアルミ製容器
 - ⑦ 最後迄使へて無駄がない

八大專賣
特許應用

煉歯磨 薬用

内閣印刷局印刷發行

(判LA51格規定國はさき大の書本)